

ID: 94

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市立やまとあけぼの学園条例 第7条第1項から第4項まで		
例規番号	平成3年条例第7号		
【基準】	<p>第7条の規定による。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 通園事業を利用した児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 通園事業の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により月を単位として算定した額とする。ただし、法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費が当該事業を利用した児童の保護者に代わり市に支払われるときは、当該算定した額から当該障害児通所給付費の額を控除して得た額とする。</p> <p>3 障害児相談支援事業を利用した児童の保護者は、法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により月を単位として算定した額の使用料を納付しなければならない。ただし、同条第3項の規定により障害児相談支援給付費が障害児相談支援事業を利用した児童の保護者に代わり市に支払われるときは、この限りでない。</p> <p>4 特定相談支援事業(基本相談支援を除く。以下この項において同じ。)を利用した児童の保護者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により月を単位として算定した額の使用料を納付しなければならない。ただし、同条第3項の規定により計画相談支援給付費が特定相談支援事業を利用した児童の保護者に代わり市に支払われるときは、この限りでない。</p> <p>5 市長は、前各項の規定による使用料のほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その事業を利用した児童の保護者に負担させることが適当と認められるものを徴収することができる。</p> <p>6 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料の減額又は免除をすることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 97

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市立やまとあけぼの学園条例 第9条		
例規番号	平成3年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、通園事業等の利用の承認を取り消し、又は事業の利用を制限し、若しくは停止することができる。ただし、第1号に該当する場合において市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第1項から第3項までに規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 児童の身体状況の変化等により通園事業等を適切に利用することが困難であるとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により通園事業等が利用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、通園事業等の利用を継続することが認められない特別な事情があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市立保育園設置条例 第3条第1項		
例規番号	昭和42年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 保育園で保育を利用する児童の保護者又は扶養義務者は、保育園の使用料として保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。ただし、同条第5項又は同法第28条第4項において準用する同法第27条第5項の規定による当該保護者に支給すべき施設型給付費又は特例施設型給付費の東大和市への支払が行われなときは、当該規則で定める額に、当該保護者に支給すべき施設型給付費又は特例施設型給付費に相当する額を加えた額とする。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料の減額又は免除をすることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか保育料に関し必要な事項は、規則で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日